



# TJ Prannarai

## COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21<sup>st</sup> Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110  
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

## タイ国 法律改訂情報 Vol. 35 (2013年11月21日発行)

皆様こんにちは。今回のタイ国法律改定情報は「工場局告示:代替フロン(HCFCs)輸入許可証申請者の資格及び代替フロン輸入許可検討原則規定」をお送り致します。

2013年

### 工場局告示

(ประกาศกรมโรงงานอุตสาหกรรม ปลาคาร์บอกรมลอนกันวูссерฮาคม)

代替フロン(HCFCs)輸入許可証申請者の資格

及び代替フロン輸入許可検討原則規定

(เรื่อง หารกำหนดคุณสมบัติของผู้ขอรับใบอนุญาตนำเข้าวัตถุดิบตรายและหลักเกณฑ์การพิจารณาอนุญาตการนำเข้า  
วัตถุดิบตรายสารกลุ่มไฮโดรคลอโรฟลูออโรคาร์บอน

ルアン カーンカムノクนนาซอนบักคอนบรูคอราลูปบายาヌยา์นนามคาวัตตว้าอันตารไยเรลลัฏเกันกัน  
ปีตชา์ราเนา์นาเย์นคานนามคาวัตตว้าอันตารไยสาน์กลมไฮโดรคลอโรฟลูออโรคาร์บอน)

タイは「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の締約国であり、2013年よりオゾン層破壊物質である代替フロン(HCFCs)の国内での使用量を、各年に輸入できる輸入割当量以下に規制するよう義務付けられている。詳細は、2012年4月3日付け官報第129巻特別部62Ngorにおいて告示された2012年2月27日付け2012年工場局告示「国内での使用を目的とした代替フロンの輸入許可方針」に記されている。

したがって、上記物質の使用量を、国際間の協定に準拠できるよう規制することを目的とし、国際間の条約及び協定を考慮し危険物質の取扱いについて規定した「1992年危険物法」第25条、並びに「1992年危険物法」の内容に基づき発布された省令(1994年)第14条及び第17条、並びに1992年工業省告示「危険物リスト」第6条に基づく権限により、工場局は、以下のとおり代替フロン(HCFCs)輸入許可証申請者の資格規定について告示する。

第1項 代替フロン(HCFCs)輸入許可証申請者の資格を以下のとおり規定する。

- 1.1 2009年から2011年までの期間に1年以上輸入したことがある者で、1992年危険物法の内容に基づき発行された工業省省令及び工業省告示に従った原則、規定事項に準拠している者であること。
- 1.2 第1.1項に基づく許可証申請者は、代替フロンの購入/販売に関する月次報告書を作成すること。報告書には、購入者氏名、月当たり購入量を記載し、翌月の5日までに工場局に提出すること。
- 1.3 輸入許可証申請者が、第1.1項の資格に基づく輸入暦を有しないが、直接のエンドユーザー(end-user)又はエンドユーザーの代理人である場合、エンドユーザー又はエンドユーザーの代理人である旨を示す証拠を提示すること。その際、物質使用の理由及び必要性を通知し、1年以上前に購入/使用した代替フロンリスト、並びに使用量及び使用中止までの期間を明確に規定した代替フロン使用削減及び中止計画を作成し、許可の検討を受けるために、工場局に提出すること。  
エンドユーザーとは、製造工程において代替フロンを直接使用する者をいう。(空調機製造工場など。)もしくは、空調機又は冷蔵庫などの修理業者など、顧客へサービスを提供する従業員をいう。会社の登記、事業登録、又は1992年工場法に基づく工場としての登記の証拠を有すること。
- 1.4 輸入許可証申請者は、各代替フロンの次年度における輸入量規定を検討するための資料として、代替フロングループの輸入/輸出計画(次年度にエンドユーザーとなる場合は代替フロン製造計画)を作成し、毎年9月30日までに工場局に提出する。上記の規定に従わない場合、次年度の輸入許可証は申請を希望しないとみなす。

第2項 代替フロン輸入量の割当について、工場局は毎年1回以上10月に、第1項に基づく資格をすべて満たす代替フロン輸入許可証申請者対象の会議を開催し、各輸入許可証申請者の次年度の代替フロングループの輸入量割当を実施する。割当量は、各年においてタイで輸入が認められている輸入量の85%以下に設定する。詳細は、末尾に添付の2012年2月27日付、2012年工場局告示「国において使用するための代替フロン量及び種類」に記載されている。各許可証申請者に割り当てる代替フロン量及び種類は、以下の原則に基づき検討する。

- 2.1 許可証申請者が代替フロンの販売を目的として輸入する場合、それぞれの輸入/輸出計画、エンドユーザー名及び販売量を検討する。
- 2.2 許可証申請者がエンドユーザー又は工業事業者である場合、輸入/輸出計画、代替フロンの使用又は製造計画、国内における販売計画及び販売者名を検討する。

第3項 工場局は、許可証申請者に対する代替フロン輸入量の割当の検討を以下の原則に基づき行う権利を有する。

- 3.1 割当されていない残りの15%については、工場局は、タイの規定輸入量が超過する問題(密輸等)が発生した場合のために保留にする権利を有する。割当されていない分については、遅くとも毎年10月までに、代替フロン輸入許可証申請者会議において、その割当について再検討する。
- 3.2 代替フロンを輸入し直接製品製造工程において使用する輸入許可証申請者が、輸入後に製造において使用することを希望し、販売者から購入する分の代わりに充てるために代替フロン輸入申請を行う旨の証拠を提示した場合、工場局は、直接の製造者である当該輸入許可証申請者に割り当てるために、申請者に対する当該販売者の輸入量削減を検する権利を有する。

2013年9月30日告示

工業局長 ナッタポン・ナッタソンプーン

タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

今回は、12月19日(木)です。

タイ国法律改定情報で取り上げて欲しいトピック、知りたい情報などございましたら

下記までご連絡頂けましたら幸いです。

【発行元】 TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [maeda@tjprannarai.co.th](mailto:maeda@tjprannarai.co.th)

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

## 日系企業様から厚い信頼を集める通訳・翻訳サービス

★通訳サービス: 半日から対応が可能です。

日本語能力検定1級の経験者が対応いたします。

★翻訳サービス: EmailもしくはFAXにて翻訳原稿をご送付頂ければ、無料にてお見積もりいたします。さまざまなご要望にお応えできますので、お気軽にご相談ください。

**翻訳・通訳派遣のご用命はTJPへ**